

平成 27 年 3 月 6 日

府中市長 高野 律雄 様

府中市情報公開・個人情報保護審議会

会 長 加 藤 隆 之



収集禁止事項の収集について（答申）

平成 27 年 1 月 30 日付 26 府政広発第 17 号で諮問のあった標記事項について、府中市情報公開・個人情報保護審議会の意見を次のとおり答申いたします。

「戸籍に記載がない者に関する情報の把握及び支援事務」ほか 3 事務において行う、府中市個人情報の保護に関する条例（以下「条例」といいます。）第 8 条に規定する収集禁止事項の収集は、条例第 8 条ただし書所定の、実施機関の「職務執行上特に必要」なものに該当すると認められます。